令８厚政第５６４号
令和８年(2026年)９月１８日

山口県医師会
会長　加藤　晉栄　様

山口県健康福祉部長

被用者保険分に係る福祉医療費請求先変更並びに診療報酬等明細書での請求開始等について

福祉医療費助成制度の実施にあたりましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和８年３月１６日付けで山口県市長会及び山口県町村会からお知らせのあったとおり、本県では全市町において、令和９年８月までに、被用者保険分の福祉医療費の審査支払業務の委託先を現行の山口県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)から社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)へ変更することとなりました。

併せて請求方法についても、保険給付分の請求に使用する診療報酬等明細書の「公費負担者番号」欄を使用した請求(以下「併用レセプト」という。)へ変更となります。

詳細は、下記のとおりですので、円滑な移行のため貴会会員への周知等、御協力いただきますようお願いいたします。

記

１　変更時期

制度	変更時期
重度心身障害者医療費助成	令和９年７月診療分（令和９年８月請求分）から
乳幼児医療費助成 ひとり親医療費助成	令和９年８月診療分（令和９年９月請求分）から

※市町単独事業である「こども医療費助成」も令和９年８月診療分（令和９年９月請求分）から同様に変更されます。

２　変更点

（１）福祉医療費（被用者保険分）の請求方法

現行	変更後
保険分とは別に、インターネット、電子媒体、紙媒体により、国保連へ請求	保険分との併用レセプトにより、支払基金へ請求

（２）公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）

現行	変更後
制度にかかわらず各市町１種類	制度ごとに各市町５種類

（3）受給者の判別

現行	変更後
記号（2ケタ）、番号（5ケタ）を使用	受給者番号（7ケタ※）を使用 ※現行の記号と番号を合わせて7ケタとしたもの

3　その他

（1）請求先変更並びに併用レセプトでの請求開始は、「1」のとおり、制度により2か月に分かれて行われますので、御対応に御留意ください。

（2）上記「1」の変更時期以前の診療分に係る福祉医療費の処理は、令和10年3月までは従来どおり国保連で行う予定です。

同年4月以降は、医療機関等が福祉医療費受給者証の発行元である市町と直接調整していただくこととなる予定であるため、必ず期限までに御対応ください。

（3）医療機関等で現在使用されているレセプトコンピュータによっては、被用者保険分の併用レセプト請求方式への変更にあたり、改修等が必要となる場合があります。あらかじめ各医療機関等において、レセプトコンピュータ業者に確認を行っていただきますようお願いします。

山口県

被用者保険分にかかる福祉医療費の併用レセプト請求方式への変更について

令和8年9月
山口県健康福祉部厚政課

Ver.1

(C) Yamaguchi Pref.

山口県

目次

1　経緯　・・・　3

2-1　変更点（概要）　・・・　4

2-2　変更点（詳細）

（1）福祉医療費の請求方法　・・・　5

（2）公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）　・・・　8

（3）受給者番号　・・・　10

3　併用レセプト請求の開始時期　・・・　11

4　月遅れ、再請求、返戻依頼（取下げ）、過誤返戻の取扱い

（1）月遅れ、再請求　・・・　12

（2）返戻依頼（取下げ）　・・・　13

（3）過誤返戻　・・・　14

5　医療機関等の皆様へのお願い　・・・　15

6　問い合わせ先　・・・　17

(C) Yamaguchi Pref.

1　経緯

山口県

(1)目的

- 山口県の福祉医療費助成制度は、国民健康保険（以下「国保」という。）、後期高齢者医療（以下「後期」という。）、被用者保険とも、市町の委託により、山口県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が審査支払事務を行っている。

- 現在、医療機関等が福祉医療費を請求するにあたり、国保分、後期分は、併用レセプト請求ができるのに対して、被用者保険分は、インターネット、電子媒体、紙媒体で請求している。

- 被用者保険分の福祉医療費審査支払事務の委託先を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ変更することで、被用者保険分の福祉医療費も併用レセプト請求できるようにし、請求事務の負担軽減を図る。

(2)国の地単公費現物給付化の流れ

- 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、国の公費負担医療制度と地方自治体の医療費等助成事業（乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成）については、患者が一時的に窓口負担なく円滑に受診できるよう、いわゆる「現物給付化」の取組を段階的に進めることとされている。

(C) Yamaguchi Pref.

2-1　変更点（概要）

山口県

(1)福祉医療費の請求方法

» 現在、被用者保険分の福祉医療費は、福祉医療費請求書（インターネット、電子媒体、紙媒体）により、国保連に請求を行っているが、変更後は、併用レセプトにより、保険給付分と併せて支払基金※に請求する。

※オンライン請求の場合は、中四国審査事務センター（広島センター）に請求する。
　なお、電子媒体又は紙媒体による請求の場合は、山口審査委員会事務局に提出する。

(2)公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）

» 現在、福祉医療費助成制度の公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）は、各市町１通りであるが、変更後は、制度毎に異なる番号となる。（各市町５通り）

(3)受給者番号

» 現在、福祉医療費助成制度では、制度、受給者の判別のため記号（2ケタ）、番号（5ケタ）を使用しているが、変更後は、受給者番号（7ケタ※）を使用する。

※現在使用している記号（2ケタ）と番号（5ケタ）を合わせて7ケタにしたものを受給者番号として使用。

(C) Yamaguchi Pref.

2-2　変更点（詳細）
(1)　福祉医療費の請求方法

山口県

現行　被用者保険加入者の福祉医療費は、
「福祉医療費請求書」を使用して請求
- インターネット
- 電子媒体
- 紙媒体

»

変更後　被用者保険加入者の福祉医療費も、
レセプトにより保険給付分と併せて請求

福祉医療費　紙媒体請求の例



福祉医療費
福祉医療費請求書で
国保連に請求

＋

保険給付分



保険給付分
レセプトで支払基金
へ請求

福祉医療費＋保険給付分



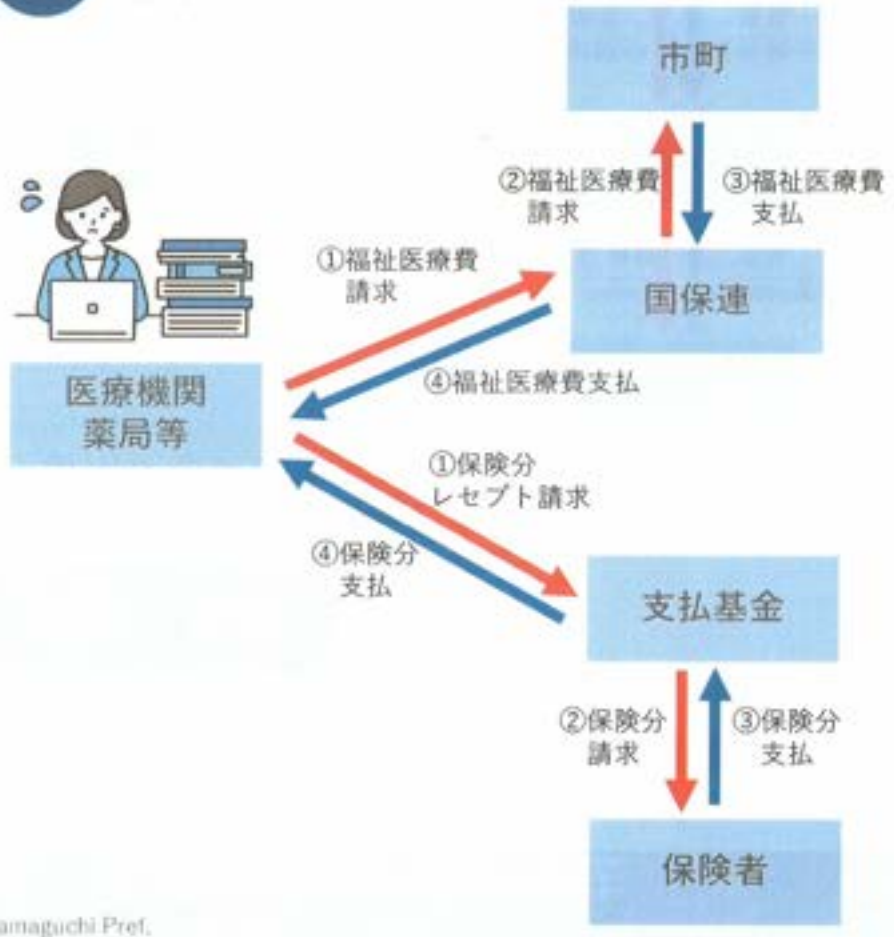
福祉医療費・保険給付分
とも、併用レセプトで、
支払基金へ請求

(C) Yamaguchi Pref.

2-2　変更点（詳細）
(1)　福祉医療費の請求方法

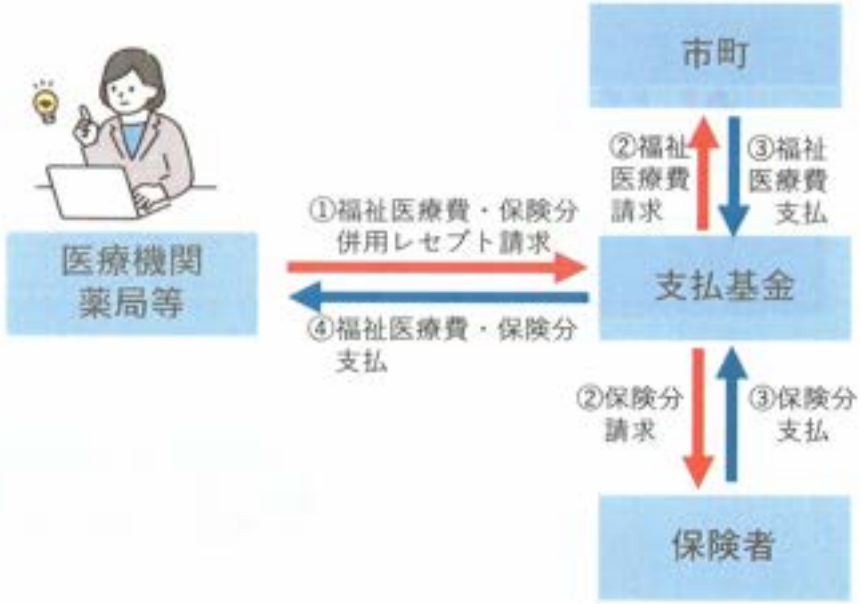
山口県

現行　福祉医療費と保険分（被用者保険）の請求先が別になっている



変更後　福祉医療費と保険分（被用者保険）の請求先が支払基金へ一本化される

〔重度：令和9年7月診療分から
乳幼児、こども、ひとり親：令和9年8月診療分から〕



(C) Yamaguchi Pref.

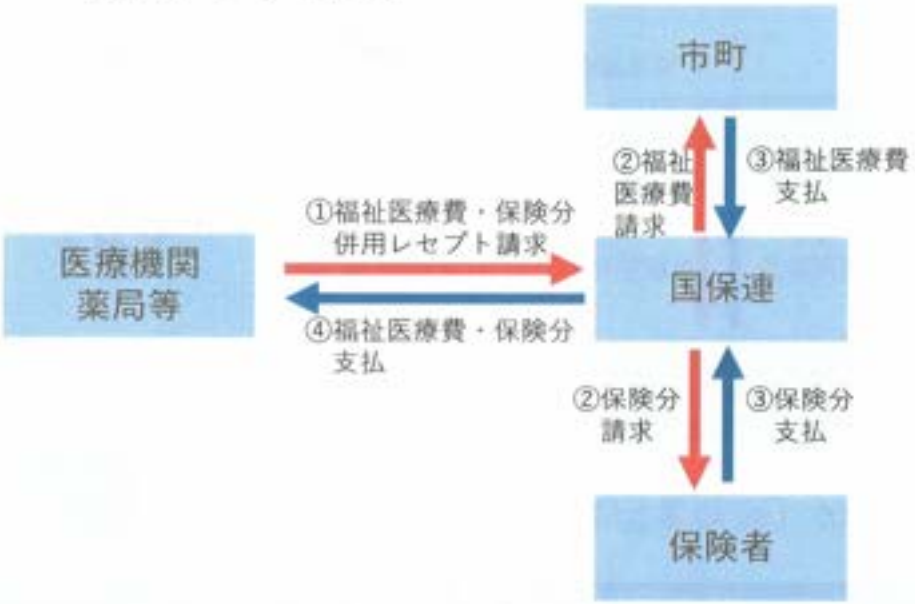
2-2　変更点（詳細）
(1)　福祉医療費の請求方法

山口県

変更後は、国保分、後期分、被用者保険分とも、福祉医療費と保険分の併用レセプト請求を行う。

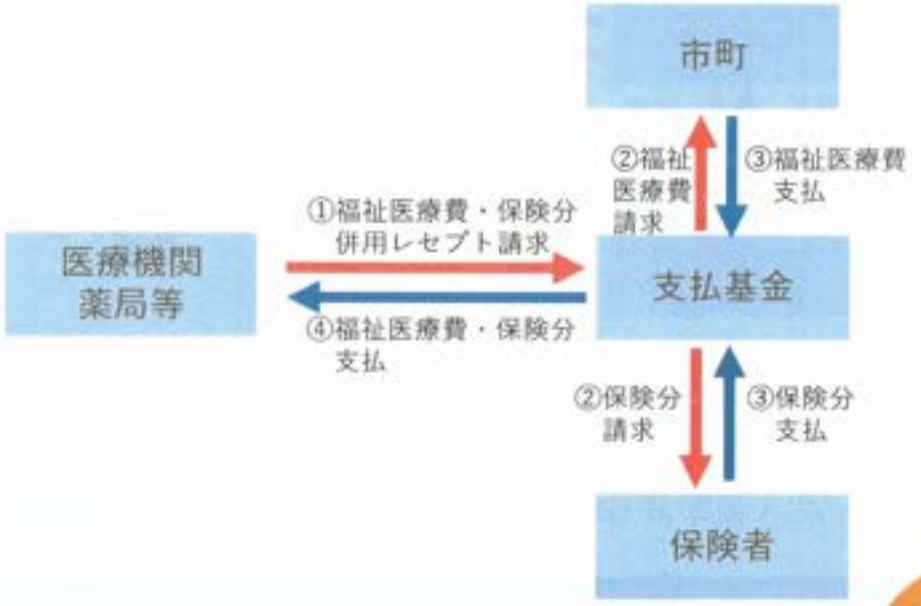
国保、後期

福祉医療費、保険分とも国保連へ
併用レセプト請求



被用者保険

福祉医療費、保険分とも支払基金へ
併用レセプト請求



(C) Yamaguchi Pref.

2-2 変更点（詳細）
(2) 公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）

山口県

現行 重度、乳幼児、こども、ひとり親のいずれも8135ではじまる各市町ひとつの番号 ≫ **変更後** 重度、乳幼児（県/市町）、こども、ひとり親でそれぞれ異なる番号（各市町5通り）

変更後の公費負担者番号

市町	重度	乳幼児		こども	ひとり親
		県制度	市町制度		
下関市	80351018	81351017	81352015	81353013	85351013
宇部市	80351026	81351025	81352023	81353021	85351021
山口市	80351034	81351033	81352031	81353039	85351039
萩市	80351604	81351603	81352601	81353609	85351609
防府市	80351067	81351066	81352064	81353062	85351062
下松市	80351075	81351074	81352072	81353070	85351070
岩国市	80351083	81351082	81352080	81353088	85351088
光市	80351109	81351108	81352106	81353104	85351104
長門市	80351612	81351611	81352619	81353617	85351617
柳井市	80351125	81351124	81352122	81353120	85351120

市町	重度	乳幼児		こども	ひとり親
		県制度	市町制度		
美祢市	80351133	81351132	81352130	81353138	85351138
周南市	80351596	81351595	81352593	81353591	85351591
山陽小野田市	80351091	81351090	81352098	81353096	85351096
周防大島町	80351158	81351157	81352155	81353153	85351153
和木町	80351190	81351199	81352197	81353195	85351195
上関町	80351281	81351280	81352288	81353286	85351286
田布施町	80351307	81351306	81352304	81353302	85351302
平生町	80351315	81351314	81352312	81353310	85351310
阿武町	80351521	81351520	81352528	81353526	85351526

(C) Yamaguchi Pref.

2-2　変更点（詳細）
(2)　公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）

山口県

公費負担者番号の構成（8ケタ）

	事業別番号 2ケタ	都道府県番号 2ケタ	費用負担番号 1ケタ	市町番号 2ケタ	CD 1ケタ
重度心身障害者医療費助成	80	35 （山口県の番号）	1　県制度	※市町ごとに決められた番号	チェックデジット 番号の誤りを検証するための番号
乳幼児/こども医療費助成	81		1　県制度（乳幼児）		
			2　市町制度（乳幼児）		
			3　市町制度（こども）		
ひとり親医療費助成	85		1　県制度		

※市町番号

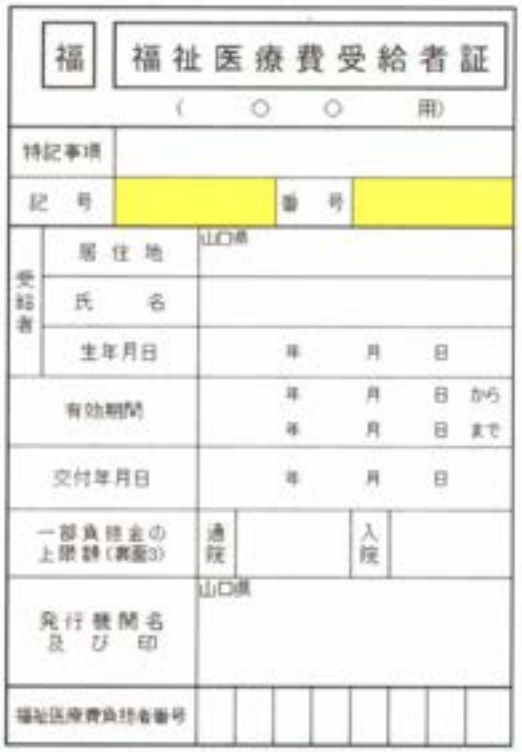
市町名	市町番号
下関市	01
宇部市	02
山口市	03
萩市	60
防府市	06
下松市	07
岩国市	08
光市	10
長門市	61
柳井市	12
美祢市	13
周南市	59
山陽小野田市	09
周防大島町	15
和木町	19
上関町	28
田布施町	30
平生町	31
阿武町	52

(C) Yamaguchi Pref.

2-2　変更点（詳細）
(3)　受給者番号

山口県

現行　受給者の判別のため
記号（2ケタ）、番号（5ケタ）を使用



※　この制度は、山口県と共同で実施しています。

変更後　受給者の判別のため、
受給者番号（7ケタ）を使用

※現在使用している記号（2ケタ）と番号（5ケタ）を合わせて7ケタにしたものを受給者番号として使用。



イメージ

※　この制度は、山口県と共同で実施しています。

(C) Yamaguchi Pref.

3　併用レセプト請求の開始時期

山口県

例年の受給者証の更新時期（重度/７月、乳幼児・こども・ひとり親/８月）に合わせて、被用者保険分の福祉医療費併用レセプト請求を開始

重度心身障害者医療費助成（県制度）	令和９年７月診療分（令和９年８月請求分）から
乳幼児医療費助成（県制度/市町単独制度）	令和９年８月診療分（令和９年９月請求分）から
こども医療費助成※1（市町単独制度）	
ひとり親医療費助成（県制度）	

※1　事業名は市町によって異なる場合があります。

福祉医療費の支払日

	現行	変更後
国保分、後期分	請求の翌月20日または25日※2	請求の翌月20日または25日※2
被用者保険分	請求の翌月20日または25日※2	請求の翌月21日頃※3

※2　土日祝の場合は翌営業日

※3　支払日は、支払基金ホームページに掲載されています。
支払基金ホームページトップ　→　診療報酬等の請求・支払　→　診療報酬等の支払予定日

(C) Yamaguchi Pref.

4　月遅れ、再請求、返戻依頼（取下げ）、過誤返戻の取扱い

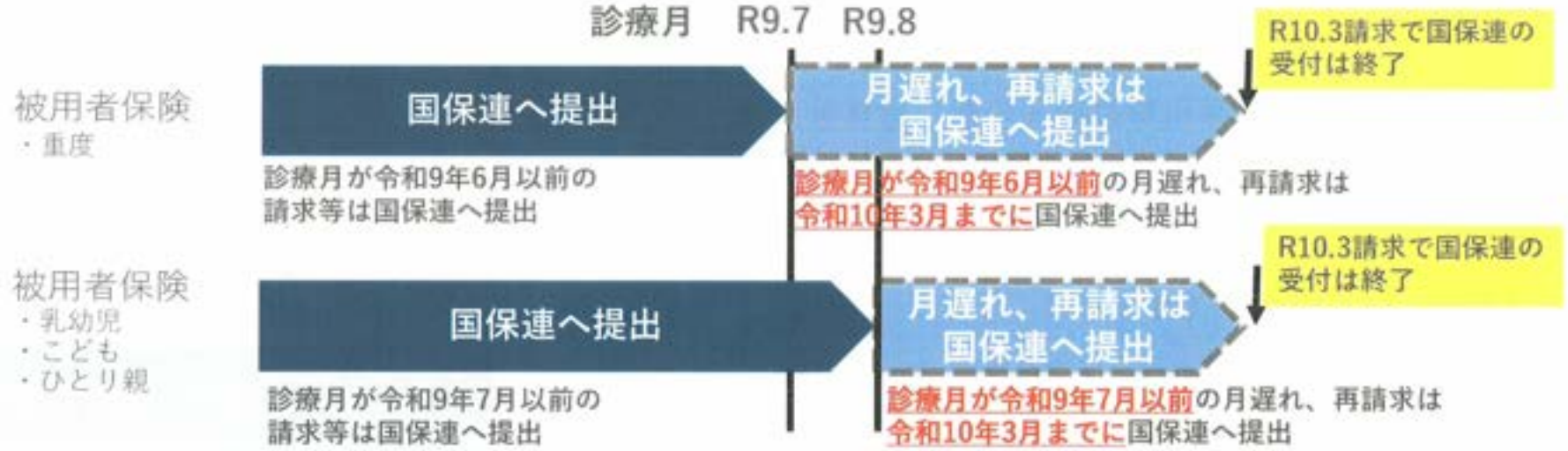
山口県

(1)月遅れ、再請求

» 診療月が令和9年6月以前（重度）、同7月以前（乳幼児、こども、ひとり親）の**月遅れ、再請求は、令和10年3月までに**国保連に提出してください。

※期限を過ぎた場合は、受給者証の発行元である市町へ直接請求していただくこととなりますので、令和10年3月までの請求にご協力ください。

» 月遅れ、再請求の際は、**診療月時点の**公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）、記号・番号（受給者番号）を使用してください。



例：令和9年6月診療分の被用者保険（重度）を令和9年8月に月遅れ請求する　→　国保連に請求
令和9年7月診療分の被用者保険（乳幼児）の福祉医療費請求書が返戻されたので、令和9年9月に再請求する　→　国保連に請求

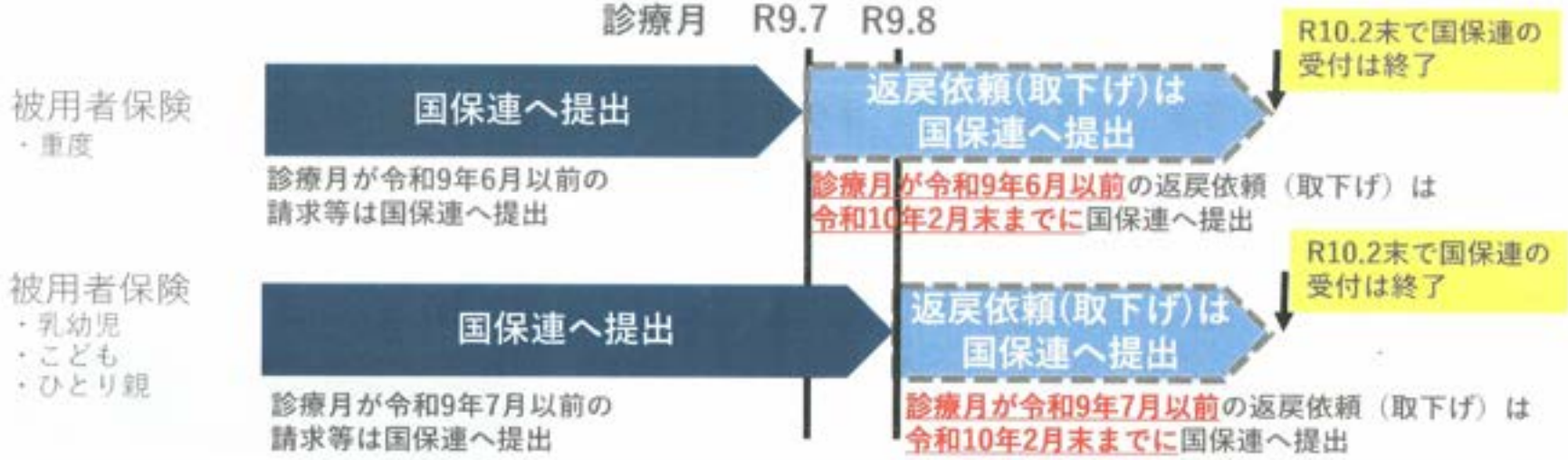
(C) Yamaguchi Pref.

(2)返戻依頼（取下げ）

» 診療月が令和9年6月以前（重度）、同7月以前（乳幼児、こども、ひとり親）の**返戻依頼（取下げ）は、令和10年2月末までに、**国保連に提出してください。

※期限を過ぎた場合は、受給者証の発行元である市町へ直接依頼していただくこととなりますので、令和10年2月末までに提出いただくようご協力ください。

» 返戻依頼（取下げ）の際は、**診療月時点の**公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）、記号・番号（受給者番号）を使用してください。



例：令和9年6月診療分の被用者保険（重度）を令和10年1月に月遅れ請求し、令和10年2月に返戻依頼（取下げ）する　→　国保連へ提出
令和9年7月診療分の被用者保険（乳幼児）を令和10年2月に月遅れ請求し、令和10年3月に返戻依頼（取下げ）する　→　市町へ提出

(C) Yamaguchi Pref.

4　月遅れ、再請求、返戻依頼（取下げ）、過誤返戻の取扱い

山口県

(3)過誤返戻

» 診療月が令和9年6月以前（重度）、同7月以前（乳幼児、こども、ひとり親）の**過誤返戻は、下記の期間まで、**国保連から返戻します。

オンライン請求の医療機関等	・・・	令和10年4月5日まで
その他の医療機関等	・・・	令和10年4月3日発送分まで

※令和10年4月返戻分については、受給者証の発行元である市町へ直接請求していただくこととなります。

» 過誤による返戻分の再請求が必要な際は、**診療月時点の**公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）、記号・番号（受給者番号）を使用してください。



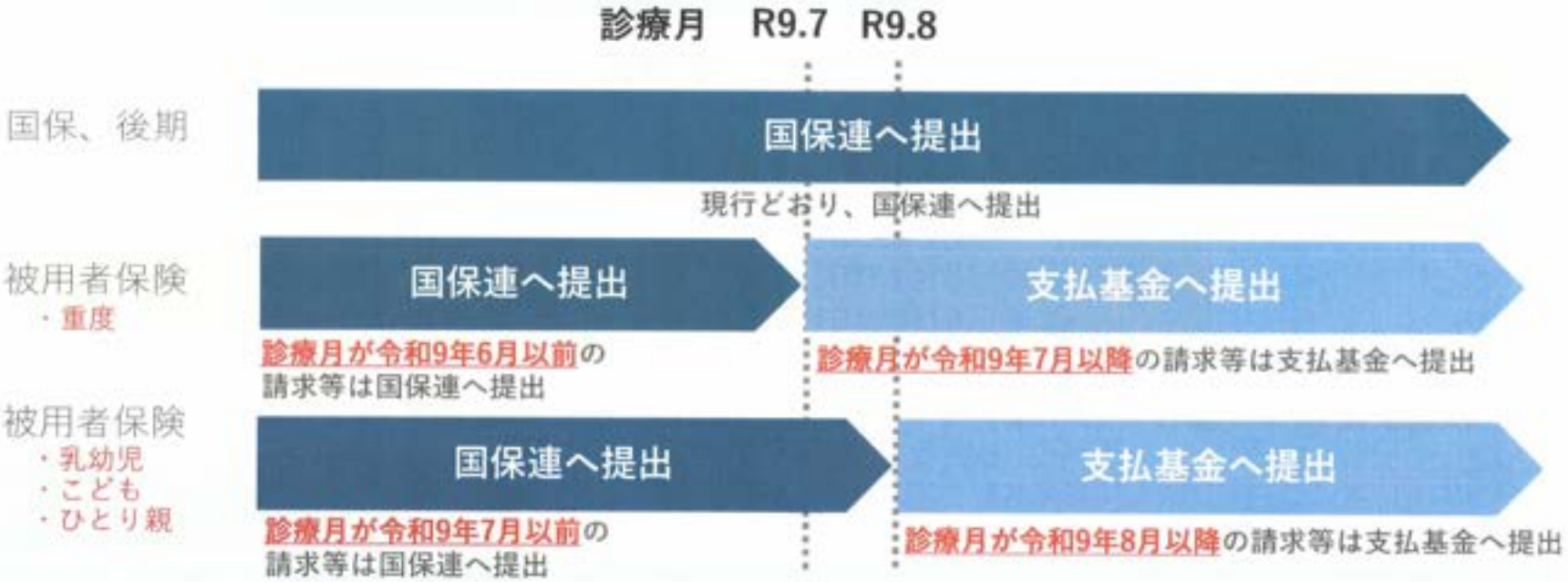
(C) Yamaguchi Pref.

5　医療機関等の皆様へのお願い

山口県

被用者保険分の福祉医療費請求にあたっては、下記の診療月以降は、支払基金へ併用レセプト請求になります。
福祉医療費請求書（インターネット、電子媒体、紙媒体）による請求はできません。

重度心身障害者医療費助成　　：令和９年7月診療分以降
乳幼児・こども・ひとり親医療費助成：令和９年8月診療分以降



(C) Yamaguchi Pref.

5　医療機関等の皆様へのお願い

山口県

» 例年どおりの受給者証更新月（重度：令和9年7月、乳幼児・こども・ひとり親：同8月）に、市町から受給者に、新たな公費負担者番号（福祉医療費負担者番号）等が記載された福祉医療費受給者証が送付されます。令和9年7月（重度）、同8月（乳幼児・こども・ひとり親）以降の診療では、必ず新たな公費負担者番号等で請求を行ってください。

» 被用者保険分の併用レセプト請求方式への変更にあたっては、現在使用されているレセプトコンピュータによっては、改修等が必要となる場合があります。**あらかじめ各医療機関等において、レセプトコンピュータ業者に確認を行っていただきますようお願いします。**

(C) Yamaguchi Pref.

6　問い合わせ先

山口県

制度の概要に関すること

山口県健康福祉部厚政課保護医療班
電話番号　083-933-2727

福祉医療費の請求に関すること

- 被用者保険
 社会保険診療報酬支払基金山口審査委員会事務局　業務課
 電話番号　083-922-5222

- 国民健康保険
 後期高齢者医療
 山口県国民健康保険団体連合会　情報システム課支払班
 電話番号　083-925-2122

(C) Yamaguchi Pref.